

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 広島市安佐南区長楽寺2-12-1

事業者名 広島高速交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 政氏 昭夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	